

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会表彰規程施行規則

平成19年4月1日
神祉協規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会(以下、「本会」という。)表彰規程(以下、「表彰規程」という。)第7条の規定に基づき、表彰規程の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(被表彰者の基準)

第2条 表彰規程第4条に規定する表彰者の基準は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 地区又は支部社協

先駆的な活動を実践し、地域福祉推進への取り組みが特に顕著な地区社協又は支部社協

(2) 民生委員・児童委員

在職期間が9年以上で、現職であること

(3) 社会福祉団体、社会福祉施設の役員

在職期間が10年以上で、現職であること

(4) 社会福祉団体、社会福祉施設の職員

年齢が40歳以上で、現職であり、かつ次のいずれかに該当するとき

①業務上有益な創意工夫、改善を行い、団体・施設の運営に貢献したとき

②永年にわたって誠実に勤務し、業務成績が優秀で他の模範となるとき

(在職期間：団体職員は15年、施設職員は10年以上)

③事故、災害等を未然に防ぎ、又は非常に際し適切に対応し、被害を最小限に止めるなど、特に功労があったとき

④その他全各号に準ずる善行又は功労があったとき

(5) その他社会福祉の進展に大きく寄与したもの

ボランティアまたは社会福祉活動実践者(活動期間が3年以上であり、現在も活動する個人又は団体であること。ただし活動期間については、特に功績顕著と認められる場合はこのかぎりでない)

(感謝の基準)

第3条 表彰規程第5条に規定する感謝の意を表する基準は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 県内の社会福祉団体(共同募金会を除く)又は、県内の社会福祉施設に総額50万円以上を寄付した者。又は、継続して(概ね5年)寄付した金額が総額50万円以上の者

(2) 県内の社会福祉団体(共同募金会を除く)又は、県内の社会福祉施設に総額50万円以上の物品を寄贈した者。又は、継続して(概ね5年)寄贈した物品の金額が総額50万円以上の者

(3) 前各号の他、特に功績顕著と認められる者

(除外条件)

第4条 前2条の資格を有する者であっても、次の各号の一に該当する者はこれを除外する。

(1) 社会福祉の分野で藍綬褒章又は、黄綬褒章を受けた者

(2) 厚生労働大臣の表彰を受けた者

(3) 社会福祉の分野で全国社会福祉協議会会長から表彰を受けた者

(4) 社会福祉の分野で茨城県知事から表彰を受けた者

(5) 社会福祉の分野で茨城県社会福祉協議会会長から表彰を受けた者

(6) 社会福祉の分野で神栖市長から表彰を受けた者

(7) 前各号の受賞が判明したとき

(年齢, 在職期間・感謝基準等の算定)

第5条 被表彰者の年齢, 在職等の期間及び, 感謝基準の算定は, 次の通りとする。

- (1) 推薦年度の4月1日をもって算定する。ただし, 民生委員・児童委員については, 推薦年度の11月30日をもって算定する
- (2) 在職等の期間が中断されている場合は, その期間を通算しない。

(被表彰者の推薦)

第6条 被表彰者を推薦しようとする者は, 推薦書(様式1号又は2号)により本会会長へ申請するものとする。

2 第2条第3号及び第4号に該当する者は, 所属施設及び団体より推薦するものとする。

(顕彰審査委員会)

第7条 表彰規程第6条に規定する顕彰審査委員会は, 本会事務局長を委員長とし, 委員若干名をもって構成する。

2 前項の顕彰審査委員会は, 申請のあった推薦書によりその功績審査を行い, 会長に答申するものとする。

(雑 則)

第8条 この規則に定めるもののほか, 顕彰に関し必要な事項は, 会長が定める。

付 則

この規則は平成19年4月1日より施行する。

様式1号（表彰規程施行規則第6条関係）

神栖市社会福祉協議会長被表彰者推薦書（個人）

神栖市社会福祉協議会会長 様

令和 年 月 日

推薦者 施設・団体名

代表者職氏名

印

ふりがな 氏名			職名				
生年月日	年	月	日生	年齢	歳	性別	男・女
現住所							
勤務年数	年	ヶ月間		(通算)			
業歴	年	月	より	年	月	まで(職名)	
	年	月	より	年	月	まで(職名)	
	年	月	より	年	月	まで(職名)	
	年	月	より	年	月	まで(職名)	
表彰歴	年	月	日	の功績により表彰			
	年	月	日	の功績により表彰			
	年	月	日	の功績により表彰			
	年	月	日	の功績により表彰			
推薦理由							
参考事項							

※ 記載上の注意事項

1. 年齢は満年齢とし、勤続年数は社会福祉事業に関係した年数を通算する。
2. 氏名は、戸籍上の氏名を楷書で正確に記入すること。
3. 業歴は、社会福祉事業に関係のあるものを記載すること。

様式2号（表彰規程施行規則第6条関係）

神栖市社会福祉協議会会長被表彰者推薦書（団体・グループ）

神栖市社会福祉協議会会長 様

令和 年 月 日

推薦者 施設・団体名

代表者職氏名

印

ふりがな						
団体名						
代表者	ふりがな		年齢	歳	職業	
	氏名					
現住所						
発足年月	年	月	発足	活動の範囲		
表彰歴	年	月	日	より	の功績により表彰	
	年	月	日	より	の功績により表彰	
	年	月	日	より	の功績により表彰	
	年	月	日	より	の功績により表彰	
推薦理由						
参考事項						

※ 記載上の注意事項

グループの場合は、推薦理由欄に構成人員、活動内容（活動の対象、活動場所、活動頻度、開始時期）等を含めて記載してください。